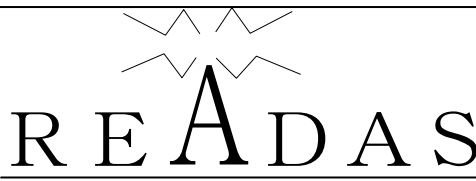


第 5382 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2016年)平成28年 1月 7日 木曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

投資顧問会社に支払う年会費及び成功報酬

Q：私は昨年から、投資顧問会社と投資顧問契約を結び、その助言を受けて先物取引を行っています。年会費と利益が出た場合、その利益に一定の率を乗じて計算した成功報酬を支払っていますが、こからは必要経費になりますでしょうか？

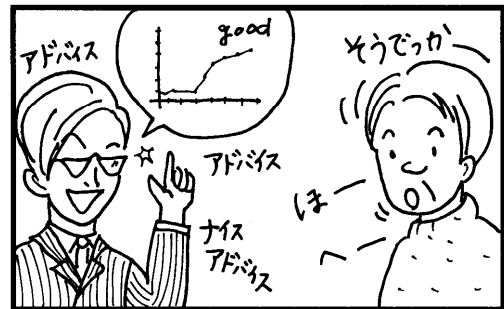
A：年会費及び成功報酬は、雑所得等の必要経費になります。

【解説】

先物取引に係る雑所得等は申告分離課税の対象とされているところ、雑所得等の金額は、総収入金額から必要経費を控除して算出することとされています。

また、必要経費の額に算入すべき金額については、①事業所得等の総収入金額に係る売上原価、②総収入金額を得るため直接に要した費用の額、③その年における販売費、一般管理費、④その他事業所得等を生ずべき業務について生じた費用の額とされています。

お尋ねの年会費は投資顧問会社から助言を受けるために支払が不可欠なものですし、また、成功報酬は投資顧問会社からの助言を受けて行った先物取引の利益に一定の率を乗じて算定されるものですから、いずれも先物取引に係る業務について生じた費用と認められますから、先物取引に係る雑所得の計算上必要経費に算入することができます。



このように
投資顧問会社に
支払う
年会費・成功報酬
は、雑所得などの
必要経費
になります